

# 発行会社を介する三者間の株式の譲渡とみなし譲渡課税

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

東京地裁平30年(行ウ)第359号,第364号,令4・2・14判決(TAINS:Z888-2419)

## Brush up point

本件は、同族会社が、代表取締役(父)から自己株式を低額で取得し、それを取締役(長男)へ譲渡した場合、父にはみなし譲渡課税が、長男には経済的利益の供与ということで給与の認定課税が行われ、同族会社には給与等の源泉徴収義務を負うとした事例である。東京地裁の判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまり、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、株式の保有期間中の増加益を観念することができ、当該株式が自らの支配を離れて他に移転することにも変わりはないため、譲渡所得に対する課税が妥当するものと解される。
- (2) 代表取締役(父)が原告会社に1株当たり1500円で原告会社の株式を5000株譲渡した本件取引は、個人として行った資産の譲渡に該当し、その譲渡価額がその時の価額の2分の1に満たない金額であるときは、所得税法59条の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められる。
- (3) 取締役(長男)が原告会社の取締役としての地位に基づいて会社からその株式を取得した場合には、それにより取締役(長男)が享受した取引差額に相当する経済的利益は、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解し、給与課税するのが相当である。

## I 事実関係

[1] 原告会社Xは、土木、建築工事請負業等を目的として設立された株式会社であるが、その代表取締役(以下、「原告父」という。)から、平成24年2月23日に、Xの株式5000株を1株当たり1500円で取得した上で(以下、これを「本件取引1」という。)、Xの取締役で原告父の長男(以下、「原告長男」という。)に対し、同年3月31日、当該株式5000株を1株あたり1500円で処分した(以下、これを「本件取引2」という。)。また、Xは、Xの元取締役(以下、「訴外元取締役」という。)から、同年7月6日、X社株式1万1460株を1株当たり1500円で取得した上で(以下、これを「訴外取引」という。)、原告長男に対し、平成25年2月22日、当該株式1万1460株を1株当たり1500円で処分した(以下、これを「本件取引3」という。))。

[2] 第1事件は本件取引1に係るもので、原告父の係争年度の確定申告書に対し、税務署長Yが、本件取引1は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令

で定める額による譲渡」に該当するなどとして、本件各更正処分等(原告父分)をしたことから、原告父がその処分の取消しを求めた事案である。

第2事件は本件取引2と3に係るもので、原告長男の係争年度の確定申告書に対し、税務署長Yが、本件取引2及び本件取引3は廉価でなされたものであり、それによって享受した経済的利益は所得税法28条1項所定の給与に該当するなどとして、本件各更正処分等をしたことから、原告長男が、その取消しを求めた事案である。

第2事件のうちXの請求に係るものは、Yの原告長男に係る給与の認定につき、源泉徴収義務を負うことになるなどとして、本件各納税告知処分等(X分)をしたことから、Xがその取消しを求めた事案である。

[3] Yは、所得税法59条1項所定の「その時における価額」とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値をいうところ、課税実務上、特に取引相場のない株式の価額については、原則として、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することとされているとし、本件取引1については、原告父及びその配偶者である訴外母の有する議決権の合計数は、Xの議決権総数の50%超であったことなどが認められ、原告父は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、X社は、基本通達59-6の(2)の規定により、評価通達178所定の「小会社」に該当するものとなる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1の時における価額を算定すると、1株当たり1万7577円になるから、この金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めるのが相当であるとしている。

したがって、本件取引1は、1株当たり1万7577円の2分の1に満たない金額(1株当たり1500円)によりXの株式5000株を譲渡したものであるから、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものとした。

同様に、本件取引2の時における価額は、1株当たり1万9127円になるから、この金額と実際の対価の額(1株当たり1500円)との差額(1株当たり1万7627円)をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めるのが相当であるとした。

また、本件取引3の時における価額を算定すると、1株当たり1万8985円になるから、この金額と実際の対価の額(1株当たり1500円)との差額(1株当たり1万7485円)をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めるのが相当であるとした。

なお、平成21年3月期から平成25年3月期までにおけるXの決算報告書の個別注記表には、「1株当たりの純資産額」として、次の金額が記載されていた。(ア)平成21年3月期1万8383円、(イ)平成22年3月期2万1063円、(ウ)平成23年3月期2万4342円、(エ)平成24年3月期2万7529円、(オ)平成25年3月期2万9515円。

## II 主たる争点と当事者の主張

本件における主たる争点は、(1)本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か、(2)本件取引2及び3によって享受した経済的利益は、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否かである。本稿は、紙幅の関係上、(1)の本件取引1についてのみ取り上げる。この点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

納税者の主張	税務当局の主張
(1) 本件取引1については、Xが自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告父とXの間では、何らの利益も移転していないし、それをもって、原告父がXに対して資産の譲渡をしたとは認められない。	(1) 資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるから、ある発行会社にとって資本等取引であったとしても、その相手方である個人の所得税等には関係がない。また、譲渡所得に対する課税は、資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、保有期間中の増加益を清算して課税する趣旨のものであり、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告父の主張は、その前提を欠くものといえる。
(2) 原告父は、仮に自己株式の取得である本件取引1が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が原告父から他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含まれることになるから、当該場合に所得税法59条1項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないといふべきである。	(2) 所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定は、資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、保有期間中の増加益を清算して課税する趣旨のものであり、本件取引1の時に既に生じている増加益を課税の対象としたとしても何らの問題はないし、この点に関する原告父の主張は、その前提を欠くものといえる。
(3) 原告父は、仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、自己株式の取得の場合には、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになるし、所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とすべきである。	(3) 基本通達59-6の規定による取扱いは、飽くまでも「原則」として設けられたものであるが、これは、算定根拠等の合理性が明らかである場合には、それによるべきであるし、当該場合にまで基本通達59-6の規定を形式的に適用する必要はないという趣旨のものにとどまる。そして、本件で問題になる本件取引1の対価の額（1株当たり1500円）は、単にXの株式の額面（1株当たり500円）を基にして合理的な根拠なく算定されたものであるから、それをもって、この取扱いの例外に該当するというのもできない。

### III 判決の要旨

〔1〕東京地裁は、はじめに、基本通達59-6の規定による評価方法（取引相場のない株式の価額につき、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するという評価方法）は、非上場株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものと認められるから、その評価方法によって算定された本件価額（本件取引1について1万7577円/株、本件取引2について1万

9127円/株、本件取引3について1万8985円/株）については、特別の事情がある場合でない限り、本件株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるとされた。

〔2〕以上の前提をもとに、本件取引1については、次のとおり判示した。

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、ここでいう所得税法33条1項所定の『資産』は、譲渡性を有する財産権で譲渡所得の基因となり得るものを広く含む概念であり、同項所定の『譲渡』も、その資産を移転させる一切の行為をいうものと解されるから、本件取引1がこれに該当することは明らかである。また、原告父の主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、保有期間中の増加益を観念することができ、当該株式が自らの支配を離れて他に移転することにも変わりはないため、上記の趣旨が妥当するものと解される。その上、上記の趣旨からも明らかなように、譲渡所得に対する課税は、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告父の主張は、その前提を欠くものといえる。したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。」

「本件取引1は、上記オの金額（1株当たり1万7577円）の2分の1に満たない金額（1株当たり1500円）により原告会社の株式5000株を譲渡したものであり、所得税法59条1項2号所定の『著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡』に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件各更正処分（原告父分）が違法なものということとはできない。」

### IV 解説

\* 紙幅の関係上、本稿は、自己株式の取得の際にみなし譲渡所得課税の適用があるか否かという点についてのみ解説する。なお、筆者は、本件取引2及び3より、原告会社から取締役としての原告長男にその経済的利益が移転する際に、原告長男の地位に着目し、その取締役としての地位に基づき給与所得課税が行われるという判旨は、過去の判決例からは妥当な解釈であると考ええる。

〔1〕本件は、「タキゲン事件」\*1と同様に、取引相場のない株式の譲渡にあたり、その時の時価を「誰の立場」で評価するのか、すなわち、譲渡人の立場か譲受人の立場かという点が問題となっている。本件で原告父は、本件株式の移動は原告会社の立場に立つと自己株式の取得にあたり、それは資本等取引に該当するとし、譲受人の立場にたった議論を展開した。これに対し税務当局は、あくまで本件取引による株式の移動は、個人の資産の譲渡

\*1 上告審：最高裁三小令2・3・24判決，差戻審：東京高裁令2年令3・5・20判決。なお、評釈として、①渡辺充「取引相場のない株式の時価」（『税理』ぎょうせい2019年2月号，22～30頁），②渡辺充「取引相場のない株式の時価—タキゲン事件最高裁判決—」（『税理』ぎょうせい2020年8月号，170～178頁），③渡辺充「取引相場のない株式の評価—タキゲン事件差戻審判決—」（『税理』ぎょうせい2021年10月号，158～166頁）参照のこと。

であり、法人に対しそれが低額で行われた場合には、所得税法59条のみなし譲渡の規定の適用があるとし、譲渡人の立場から、譲渡人の資産の増加益（キャピタルゲイン）の実現に対し課税しようとする立場で立論をしている。結論は、判決にあるとおり、譲渡人の資産の譲渡による所得の計算については、その資産のキャピタルゲインに課税するという趣旨から、譲渡人の立場にたった課税関係を整理するものとした。筆者は、本件は妥当な判決であると考える。

〔2〕本件取引1についてさらにみると、原告父主張の骨子は、平成17年法律第86号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の取得については、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになり、本件取引1は、原告会社が自己株式を取得したもので、このような自己株式の取得においては、対価の額の多寡にかかわらず、株主と発行会社との間で、何らの利益も移転することはないということである。したがって、自己株式の取得においては、それが廉価でされた場合であっても、原告父と他の株主との間で利益の移転があったとしても、原告父と発行会社との間では、何らの利益も移転することはないので、そこに所得税法59条の適用の余地はないと主張した。そこで、この点につき原告父は、次の簡単な事例を使って自らの主張を説明した。少し長くなるが、筆者が一部修正して引用すると、次のとおりである。

「ある発行会社（S社）が5万円でその株式1株を発行していたところ、株主Aが他の者から3万円でS社当該株式1株を取得した後に、当該発行会社S社が株主Aから10万円当該株式1株を自己取得したが、その時におけるS社株式の時価は30万円であった。この場合、①S社が自己株式の取得をした際の株主Aについては、S社からの取得における対価の額（10万円）から当該株式1株に対応する資本金等の額（5万円）を控除した部分（5万円）については、所得税法25条1項の規定によりみなし配当の金額として配当所得に対する課税の対象とされ、また、②当該株式1株に対応する資本金等の額（5万円）から他の者からの取得における対価の額（3万円）を控除した部分（2万円）については、租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とされることになる。しかし、税務当局の主張を前提とすると、③S社の自己株式の取得の時における時価（30万円）からその実際の取得における対価の額（10万円）を控除した部分（20万円）についても、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とされることになる。しかし、この上記③の部分についてまで、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とすることは許されないというべきである。」

これを株主A（原告父）の立場で仕訳すると、上記①、②の部分については、次のとおりとなる。

（現金）	100,000	（S社株式）	30,000
		（受取配当・みなし配当）	50,000
		（S社株式譲渡益）	20,000

すなわち、本件が譲受人の立場に立つ自己株式の取得である限り、原告父には、50,000のみなし配当が発生するものの、S社株式譲渡益は20,000円しか発生しないというのである。

ただし、税務当局は、上記③の部分について、便宜上、いま現金の収入があると仮定すると、次のとおり追加で仕訳がなされ、原告父には、所得税法59条を適用し、みなし譲渡益が200,000円発生するものとした。すなわち、譲渡人の立場から所得税法59条を適用させ、そのことを所得税法本法が予定しているとしたのである。

（現金）200,000 （S社株式みなし譲渡益）200,000

〔3〕以上の点につき、東京地裁は、次のとおり判示した。「租税特別措置法は、所得税法等に対する特別法として位置付けられるものであるから、その規定するところ以外については、所得税法等の規定を適用することになるところ、本件で問題になる租税特別措置法37条の10第3項の規定等をも、同項の規定を適用する場合において所得税法59条1項の規定の適用を排除するという趣旨の規定等は見当たらない。したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。」すなわち、措置法に除外規定がない以上、本則どおり所得税法59条の課税ができるとしたのである。

ちなみに、係争年度の平成24年当時の措置法37条の10第3項は、「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。」とし、4号（当時）の自己株式の取得につき、「四 法人の株主等がその法人の自己の株式又は出資の取得（略）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額」と規定している。したがって、規定をみる以上は、所得税法59条の除外規定は存しない。

また、係争年度の措置法通達37の10-27（現行は、措置法通達37の10・37の11共-22）をみると、所得税法59条第1項第2号との関係については、次のとおり、明確な定めがあった。

「（法人が自己の株式又は出資を個人から取得する場合の所得税法第59条の適用）  
37の10-27 法人がその株主等から措置法第37条の10第3項第4号の規定に該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、その株主等が個人であるときには、同項の規定により、当該株主等が交付を受ける金銭等（みなし配当額を除く。）は株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるが、この場合における所得税法第59条第1項第2号の規定の適用については、次による。

(1) 同号の規定に該当するかどうかの判定

法人が当該自己の株式又は出資を取得した時における当該自己の株式又は出資の価額（以下この項において「当該自己株式等の時価」という。）に対して、当該株主等に交付された金銭等の額が、同号に規定する著しく低い価額の対価であるかどうかにより判定する。

(2) 同号の規定に該当する場合の株式等に係る譲渡所得等の収入金額とされる金額

当該自己株式等の時価に相当する金額から、みなし配当額に相当する金額を控除した金額による。

(注) 「当該自己株式等の時価」は、所基通59-6により算定するものとする。」

この措置法通達37の10-27は、平成13年6月に商法が改正され、自己株式の取得及び保有につき従来課されていた制限が撤廃され、いわゆる「金庫株制度」が創設されたことに伴い、所得税法も改正され、株式発行法人が行った自己株式の取得については、証券取引市場からの購入を除き、原則としてみなし配当として課税する方法がとられた際に発遣されたもので、平成15年に設けられた通達である。

以上のとおり、すでに自己株式の取得の際に、発行法人が低額で個人から取得した場合には、所得税法59条の適用があることを確認的に通達は定め、納税者の課税の予測可能性は担保されており、また、その理論的根拠は、本件判決で示されたとおり、譲渡人の立場における譲渡性を有する財産の移転については、それを「資産の譲渡」とみることに問題はなく、キャピタルゲインは、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、本件判決の趣旨は妥当なものであると考える。すなわち、所得税法59条は、上記③の仕訳中「(S社株式みなし譲渡益) 200,000」を発生させることができる法律であり、無から有を生み出す創設的な規定である点を納税者は再確認しなければならない。

【わたなべ・みつる】

## 脱炭素

評論家 和泉 哲雄

政府は2050年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げている。温室効果ガス削減ルールを定めた「パリ協定」(2015年)がめざす世紀末までの世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ1.5度に抑える目標達成にわが国の責任を果たすということか。菅前首相が主導した野心的な取組みとされる。

しかし、パリ協定では、各国が掲げた削減目標に向け自主的に取り組むことを義務付けるだけである。たとえ目標が達成されても現在の削減ペースでは到底1.5度に抑えられないという。当事者である気候変動枠組条約の事務局自身が悲観的な見方をしている。その上、ロシアのウクライナ侵攻を契機に世界的にエネルギー危機が深刻化し、脱炭素を主導してきた欧州まで石炭やLNGの調達に血眼になっている。

国際情勢が大きく変動し、パリ協定の基本的枠組みは残されてはいるものの、各国の思惑は様々だ。先進国と途上国、欧米と中印の対立なども先鋭化している。新たな枠組みをつくれないう限り、目標達成は困難だと構えるべきではないか。

政府は、地球温暖化防止の空気に流されてか、それを利用してか、グリーン・トランスフォーメーション(GX)を掲げ、脱炭素を企図した経済・社会・産業の大変革

で経済成長を進めようと、今後10年間で150兆円を超える投資を行う方針を打ち出している。

一方、地球温暖化の進行が激甚災害の顕著な増加や生態系への悪影響につながる統計データは何ら存在しない、とGX移行のそもそも論で懐疑的な論調が消えない。一部の産業界やマスコミもテコ入れしている。このため、国民は半信半疑である。日本のCO<sub>2</sub>排出量の約6割が家計と関係し、脱炭素社会の実現には国民の生活スタイルを根本的に転換する必要がある。政府はGXの旗を振る前に、脱炭素の要否に科学的な決着をつけ、両論を止揚する考え方を分かりやすく説明してほしいものだ。

また、政府はエネルギー安全保障との両立が重要な課題だとして、次世代型原子炉の開発と廃炉原発あとへの建設、原発の運転期間の延長を打ち出した。だが、いずれも使用済み核燃料の再処理施設や最終処分場の建設を長年先送りしながら、核燃料サイクルを放棄できない政府の無責任を糊塗するものだ。構造改革がお好きな政府なら、国際情勢への対応に不可欠な原発の技術継承に必要な関連施設を除いて原発政策から大転換を図り、再生エネルギーの本格導入やCO<sub>2</sub>を発生しない水素・アンモニアの活用などに蛮勇奮い本腰を入れてはどうか。